

令和4年11月18日  
【外務省・文部科学省】

## 【概要書】

第41回ユネスコ総会において採択された「オープンサイエンスに関する勧告」  
及び「人工知能の倫理に関する勧告」に関する報告書の国会提出について

標記の報告書を衆議院議長に提出致しました。

連絡先は省略。

# 「オープンサイエンスに関する勧告」(概要)

- 本勧告は、第41回ユネスコ総会(2021年11月9日-24日)にて採択。我が国は、本勧告の採択を支持。
- ユネスコ憲章第4条4は、「加盟国は、勧告又は条約が採択された総会の閉会后1年の期間内に、その勧告又は条約を自国の権限のある当局に提出しなければならない」と規定。

## 主な内容 (法的拘束力なし)

### I 勧告の目的

- ✓ オープンサイエンスの政策及び実践に関する国際的な枠組であって、オープンサイエンスの展望における学問分野上の及び地域的な相違を認識し、学問の自由、ジェンダー変革的な取組方法及び個別の課題を考慮し、並びに国の間及び自国内に存在するデジタル、技術及び知識の格差を減少させることに貢献するものを提供すること。

### II オープンサイエンスの定義

- ✓ 多様な運動及び実践を組み合わせた包摂的な構造物であって、①多言語の科学の知識を全ての人が自由に利用し、アクセスし、及び再利用することができるようにし、②科学及び社会の利益のための科学の協力及び情報の共有を拡大し、並びに③科学的知識の創出、評価及びコミュニケーションに関する過程を開放することを目的とするもの。

### III オープンサイエンスの中核的な価値及び基本原則

- ✓ 中核的な価値: ①質及び健全性、②集団利益、③衡平性及び公正性、④多様性及び包摂性
- ✓ 基本原則: ①透明性、厳格な審査、批評及び再現性、②機会の平等、③責任、尊重及び説明責任、④協力、参加及び包摂、⑤柔軟性、⑥持続可能性

### IV 行動の分野

- ✓ ①オープンサイエンス、関連する利益及び課題並びにオープンサイエンスに通ずる多様な道筋に関する共通の理解の促進; ②オープンサイエンスを可能にする政策的環境の発展; ③オープンサイエンスの基盤及びサービスへの投資; ④オープンサイエンスのための人的資源、研修、教育、デジタルリテラシー及び能力開発への投資; ⑤オープンサイエンスの文化の促進及びオープンサイエンスのためのインセンティブの調和; ⑥科学的プロセスの異なる段階におけるオープンサイエンスのための革新的な取組の促進; ⑦オープンサイエンスの文脈におけるデジタル、技術的な及び知識の格差を減少させるための国際的な及び多面的な利害関係者との協力の促進

### V 監視

- ✓ 加盟国は、各国の個別の事情、統治構造及び憲法上の規定に従い、適当な場合には、定量的及び定性的な方法を組み合わせた方法を用いて、オープンサイエンスに関連する政策及び仕組みを監視すべきである。

## 国内状況

- 我が国は、第5期科学技術基本計画より「オープンサイエンスの推進」を掲げ、第6期基本計画においてもデータポリシーの策定状況等具体的な目標設定を掲げている。さらに、公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方(国のデータポリシー)を定めるなど、オープン・アンド・クローズ戦略に基づき、新たな研究システムの構築にかかる重要な項目としてオープンサイエンスを積極的に推進。

# 「人工知能の倫理に関する勧告」(概要)

- 本勧告は、第41回ユネスコ総会(2021年11月9日-24日)にて採択。我が国は、本勧告の採択を支持。
- ユネスコ憲章第4条4は、「加盟国は、勧告又は条約が採択された総会の閉会后1年の期間内に、その勧告又は条約を自国の権限のある当局に提出しなければならない」と規定。

## 主な内容 (法的拘束力なし)

### I 適用範囲

- ✓ ユネスコの任務の範囲内で、人工知能(AI)の領域に関連する倫理的問題に対処する。

### II 目的

- ✓ 国際法に合致したAIに関する法令、政策その他の文書の作成において、各国の指針となる価値、原則及び行動についての普遍的な枠組みを提供すること。
- ✓ AIシステムのライフサイクルの全ての段階において倫理を内包することを確保するため、個人、団体、社会、機関及び民間部門の企業の行動を導くこと。
- ✓ 人権及び基本的自由、人間の尊厳及び平等を保護し、促進し、及び尊重すること、現在及び将来の世代の利益を保護すること、環境、生物の多様性及び生態系を保護すること並びにAIシステムのライフサイクルの全ての段階における文化の多様性を尊重すること。
- ✓ AIシステムに関連する倫理的問題について、多面的な利害関係者による学際的な及び多元主義的な対話並びにコンセンサスの形成を促進すること。
- ✓ 低中所得国のニーズ及び貢献に特に注意を払いつつ、AI分野の発展及び知識への衡平なアクセス並びに利益の共有を促進すること。

### III 価値及び原則

- ✓ 価値: ①人権及び基本的自由並びに人間の尊厳の尊重、保護及び促進、②環境及び生態系の繁栄、③多様性及び包摂性の確保、④平和な、公正な及び相互に接続した社会における生活
- ✓ 原則: ①均衡及び損害を与えないこと、②安全及び安全保障、③公平性及び無差別、④持続可能性、⑤プライバシーの権利及びデータ保護、⑥人間による監視及び決定、⑦透明性及び説明可能性、⑧責任及び説明責任、⑨意識の向上及びリテラシー、⑩多面的な利害関係者を巻き込む適応型ガバナンス及び協力

### IV 政策的行動の分野

- ✓ ①倫理的影響評価、②倫理的ガバナンス及び管理、③データ政策、④開発及び国際協力、⑤環境及び生態系、⑥ジェンダー、⑦文化、⑧教育及び研究、⑨コミュニケーション及び情報、⑩経済及び労働、⑪健康及び社会的福祉

### V 監視及び評価

- ✓ 各国の個別の事情、統治構造及び憲法上の規定に従い、定量的及び定性的な方法を組み合わせた方法を用いて、AIの倫理に関連する政策、計画及び仕組みを信頼性及び透明性のある方法で監視し、及び評価すべき。

## 国内状況

- 政府の統合イノベーション戦略推進会議が、「人間尊重」「多様性」「持続可能」の3つの理念のもと、AIを活用して日本の社会課題の克服や産業競争力の向上を目指す「AI戦略2022」を策定。
- 統合イノベーション戦略推進会議決定において、2019年、「人間中心のAI社会原則」を策定。